

令和8年度奨学金代理返還に係る募集要項

令和 7年12月16日
自然科学研究機構

大学共同利用機関法人自然科学研究機構若手研究者支援奨学金代理返還制度実施要項（令和7年9月11日男女共同参画担当理事決定）に基づき、男女共同参画の推進及び若手研究者の支援を図ることを目的として、独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）の学資貸与金（以下「奨学金」という。）を受け、奨学金返還を行っている職員について、自然科学研究機構（以下「機構」という。）が返還残額の一部又は全部を日本学生支援機構に直接送金することにより支援します。次のとおり奨学金代理返還を希望する職員の募集を行います。

1. 募集の対象

次のいずれにも該当する者

- (1) 日本学生支援機構の奨学金（第一種学資貸与金又は第二種学資貸与金）を受け、現に返還をしている者
- (2) 研究教育職員又は年俸制職員（特任教員、特任研究員及び若手研究者雇用特別研究員に限る。）
- (3) 月の初日において満39歳以下の者

※クロスアポイントメント制度により、相手機関の研究者等又は海外の研究者等で機構に雇用された者（機構が受入側）は対象外となります。（注1）

2. 支援内容

次の金額及び期間を上限として支援します

(1) 金額

月額15,000円

※奨学金返還月額が15,000円に満たない場合は当該返還月額

※奨学金返還月額が15,000円を超える場合は、超過した金額は職員本人が日本学生支援機構に送金することとなります。

※月賦・半年賦併用返還の場合は月賦分の額のみが支援対象となります。

(2) 期間

10年間

（休職及び育児休業、介護休業の期間を含む）

※申請は年度ごとに都度行う必要があります。

3. 申請の手続

申請をしようとする職員は、「奨学金代理返還制度適用申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、日本学生支援機構が発行する「奨学金返還証明書」（申請日から3月以内に発行されたもの）を添えて、希望する支援開始月の3月前までに、所属する機関の担当係宛に提出してください。

※電子媒体での提出可

※「奨学金返還証明書」は日本学生支援機構の奨学金貸与・給付・返還情報提供サービス「スカラネット・パーソナル」から申請いただることになりますので、職員本人にて手続きをお願いします。日本学生支援機構が受付後、概ね10日以内（土日祝日・年末年始を除く）に申請者の住所へ発送されます。詳細は日本学生支援機構にご確認ください。

※希望する支援開始月の提出期限（例）

4月の場合： 1月31日までに提出

5月の場合： 1月31日までに提出

6月の場合： 2月28日までに提出

（令和9年度以降は4月の場合含め全て3月前を予定）

※雇用されることが明らかである場合には、雇用日前に申請することは可能です。

（支援は雇用日以後となります。）

※（月途中での異動等）月の初日に在職していない場合は、翌月からの支援となります。

※翌年度分以降も支援を希望する場合はあらためて申請が必要となります。

（翌年度においても希望者の募集があり、本制度の対象要件を満たしている場合に限りります。）

※第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金を併用している場合であっても、あわせて月額15,000円が支援上限となります。その場合、申請書はそれぞれ提出してください。

4. 承認について

申請のあったものについて、承認又は不承認の結果通知書を交付します。

5. 取消について

（1）承認を受けた者のうち、申請書及び証明書類に変更があり、本制度の適用外となつたときは、承認取消通知書を交付し、承認を取り消します。

（2）退職の場合は、在職する最後の日が属する月をもって支援を停止します。

6. 虚偽等について

申請や確認の際に虚偽があり、これにより本来支給対象とならない者に代理返還を行っていたことが判明したときは、機構が代理返還した全額について当該者に返納を求めるとともに、就業規則違反として必要な措置を厳正に行います。

7. 本件に関する担当・相談先

国立天文台事務部総務課職員係

電 話：0422-34-3654、3837（直通）

E-MAIL：shokuin-pr@nao.ac.jp

核融合科学研究所管理部総務企画課職員係

電 話：0572-58-2012、2801（直通）

E-MAIL：shokuin@nifs.ac.jp

岡崎統合事務センター人事労務課人事係

電 話：0564-55-7113（直通）

E-MAIL：r7113@orion.ac.jp

事務局人事労務課労務係

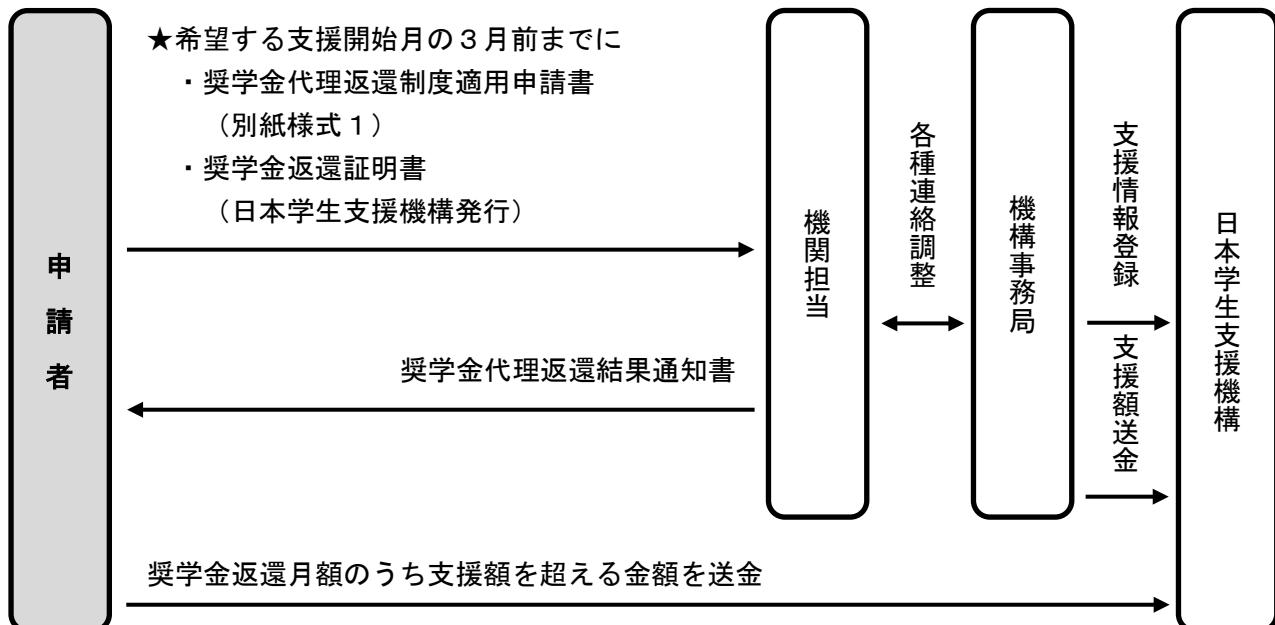
電 話：03-5425-1897、1895（直通）

E-MAIL：nins-rohmu@nins.jp

注1 次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合は応募をすることができません。

- (1) 相手機関の研究者等が、当該相手機関における研究者等の身分を保有したまま機構の研究教育職員等として雇用され、当該相手機関及び機構の業務を行う場合
- (2) 相手機関の研究者等が、機構の契約職員として雇用される場合で、機構の業務を行った時間数等にかかる給与相当額については機構が支払い、相手機関はその相当額を減じて支払う場合
- (3) 海外の研究者等が、夏季などの無給となる一定の期間、機構において研究業務等を行う場合で、その期間について機構の年俸制職員（特任教員に限る。）として雇用される場合

参考 申請に関するフロー



(別添)

大学共同利用機関法人自然科学研究機構若手研究者支援奨学金代理返還制度
実施要項

令和 7 年 9 月 11 日
男女共同参画担当理事決定

(目的)

第1条 この要項は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）に在職する職員のうち、独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）が行う学資貸与金（以下「奨学金」という。）を受け、奨学金返還を行っている者について、機構が当該奨学金を代理返還することにより、男女共同参画の推進及び若手研究者の支援を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度の対象となる職員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第2項（第一種学資貸与金）又は第3項（第二種学資貸与金）の奨学金を受け、現に返還をしている者のうち、次に掲げる者
 - イ 職員就業規則（平成16年通則第2号）第2条第2号の規定の適用を受ける者
 - ロ 年俸制職員就業規則（平成23年通則第5号）第2条第1号、第2号又は第4号の規定の適用を受ける者
- 二 月の初日において満39歳以下の者
- 2 前項の規定にかかわらず、クロスアポイントメント制度等の混合給与に関する規程（平成27年自機規程第100号）第2条第2号、第4号及び第5号の規定を適用する者は対象者から除くものとする。

(支援内容)

第3条 機構は、対象者が機構に在職する期間中、月額15,000円（奨学金返還月額が15,000円に満たない場合は、当該返還月額）を代理返還額として日本学生支援機構に納付するものとする。

2 支援の期間は、10年間を上限とする。

3 第1項に定める在職する期間には、職員就業規則第11条第1項各号（職員任免規程第15条第1項第1号及び第4号を除く。）に定める休職並びに第26条に定める育児休業及び第27条に定める介護休業の期間を含めるものとする。

(申請手続)

第4条 本制度の支援を申請する者（以下「申請者」という。）は、希望する支援開始月の3月前までに別に定める申請書及び証明書類を、一の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の期間ごとに、男女共同参画推進委員会委員長に申請しなければならない。

(代理返還結果通知書の交付)

第5条 男女共同参画推進委員会委員長は、申請者から申請のあったものについて、申請の承認又は不承認を決定し、その結果を別に定める奨学金代理返還結果通知書により交付するものとする。

(承認の取消)

第6条 承認を受けた者のうち、代理返還期間中に申請者から提出のあった申請書及び証明書類に変更があり、本制度の適用外となったときは、別に定める奨学金代理返還承認取消通知書を交付し、承認を取り消すものとする。

(虚偽等による対処)

第7条 申請及び定期報告の際に虚偽があり、これにより本来支給対象とならない者に代理返還を行っていたことが判明したときは、機構が代理返還した全額について当該者に返納を求めるとともに、就業規則違反として必要な措置を厳正に行うものとする。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、奨学金代理返還制度の実施に関し必要な事項は、男女共同参画推進委員会が定めるものとする。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から実施する。